



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示（総務私学課）	1
○民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林管理課）	2
○事業の認定・2件（用地課）	2
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	5
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	5
○都市計画事業の変更の認可（下水道課）	5

公 告

○知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課）	6
○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	6

訓 令

○沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令（労働政策課）	7
○沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程の一部を改正する訓令（労働政策課）	7

告 示

沖縄県告示第100号

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程（平成9年沖縄県告示第618号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置に伴い私立幼稚園を廃止するための申請

第6条第2項第1号及び第2号中「設置等」の次に「（前項第2号の申請を除く。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 4月1日から9月30日までの間に前項第2号の廃止をしようとする場合 当該4月1日の属する年の2月1日

(4) 10月1日から翌年の3月31日までの間に前項第2号の廃止をしようとする場合 当該10月1日の属する年の8月1日

第6条第3項中「前項第1号」の次に「及び第3号」を、「第2号」の次に「及び第4号」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成27年2月24日から施行し、平成26年度の認可に係る審査から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項第2号に規定する申請のうち、平成26年度の認可に係る審査については、改正後の同条第2項第3号の規定にかかわらず、知事が別に通知する日を認可申請の期限とする。

沖縄県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大田大田349番2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大田大田348番1（次の図に示す部分に限る。）、349番9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 うるま市勝連津堅光原3027番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水利施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第104号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 宜野座村
- 2 事業の種類 惣慶区公園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶待口原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

惣慶区公園整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野座村が事業主体となって起業地内に公園を整備するものであるところ、同施設は法第3条第32号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

宜野座村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

宜野座村惣慶区は、従前から村の無形民俗文化財である字惣慶のミジタヤーをはじめ伝統芸能が盛んな地域であり、多くの行事を通じて住民が活発に交流してきた。しかし、近年、村外からの転入により同区の人口は増加しているものの、新たに転入した住民の行事等への参加が少ないことから、住民同士のつながりが希薄になりつつあり、地域活力の低下及び伝統芸能の継承の途絶が懸念されている。また、同区には子どもが安全に遊べる場所がないため、かねて住民から公園を整備するよう強い要望がある。

本件事業はこのような状況に対応するため第4次宜野座村総合計画に基づいて計画されたものであり、起業地内に地域コミュニティの育成に寄与するための公園を整備する事業である。本件事業の施行により、地域住民の各種行事等への参加及び住民同士の交流が促進され、地域の活性化及び伝統芸能の継承に寄与するほか、子どもが安全に遊ぶことのできる場を設けることで、子どもの育成に適した環境づくりに資する。加えて、近隣住民が災害時に避難できるスペースを確保することにより、災害時における住民の安全確保も図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、経済性、交通の利便性、施行の難易度等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、近年、村外からの移住者が増加しているものの、これらの者の各種行事等への参加率や地域住民との交流が減少していることから、地域住民が交流する場として公園を整備するよう住民から強い要望がある。また、起業地周辺には子どもが安全に遊べる公園がないこと、災害時における地域住民の安全確保を図る必要があること等からも、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野座村建設課

沖縄県告示第105号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 うるま市
- 2 事業の種類 うるま市農水産業振興戦略拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県うるま市字前原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

うるま市農水産業振興戦略拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体であるうるま市が事業主体となって、起業地内に、地元農水産物の直売所、産直レストラン、情報エリア、イベント広場等を総合的に整備する事業であるところ、これらの施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

うるま市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

うるま市は、県下でも有数の農水産業が盛んな地域であるが、近年、農水産業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、農水産業生産額の減少や耕作放棄地の増加といった事態を招いている。市では、従前から土地改良事業等農業生産基盤の整備に係る各種事業並びに農水産物の販路拡大及びブランド化に向けたプロモーション事業を実施してきたが、第1次産業を取り巻く環境は厳しく、年々事態が深刻化していることから、農水産業の振興に寄与する実効的な事業の実施が求められてきた。

本件事業は、このような状況に対応するため、うるま市総合計画に基づき計画されたものであり、「食を通じてうるま市を元気にする」を基本理念に掲げ、起業地内に地元農水産物の直売所、産直レストラン、情報エリア、イベント広場等を総合的に整備する事業である。本件事業の実施により、農水産業の販路拡大、地産地消、第6次産業化の推進等、第1次産業の持続的な振興に寄与するほか、食育の推進、地域コミュニティの育成、市内における雇用の創出といった派生的な事業効果を發揮し得るものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、経済性、交通の利便性、商圈としての立地の便等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、うるま市では、農水産業従事者の高齢化、担い手不足等が進行しており、対策の必要性は高い。また、本件事業については、複数の団体から要望書が提出されているほか、市議会の質疑においても早期施行について強い要望が示されていること等から、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 うるま市経済部農政課

沖縄県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町字宇江城島
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年1月6日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国頭村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年9月22日から平成27年1月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路3次元データ計測）

沖縄県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第176号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 北中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 北中城村公共下水道
- 3 事業実行期間 平成4年2月25日から平成31年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 宮古都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・3号市場通り線、3・4・平2号東環状線及び3・4・平5号荷川取線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成23年沖縄総合事務局告示第7号及び平成25年沖縄総合事務局告示第17号の事業地のうち沖縄県宮古島市平良字西仲宗根不佐手及び東仲宗根赤宇下地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成23年3月22日から平成32年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月23日 沖縄県指令土第38号

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川204番2

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真29番地ザイムⅡ古波蔵101 城間聰

5 検査済証番号 平成27年2月12日 第4181号

6 工事完了年月日 平成27年1月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月5日 沖縄県指令土第819号、平成26年3月10日 沖縄県指令土第180号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波後原1067番9

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋195番地 赤嶺正子

5 検査済証番号 平成27年2月13日 第4182号

6 工事完了年月日 平成26年12月25日

訓 令

沖縄県訓令第2号

商工労働部

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県障害者職業訓練コーディネーター設置規程（平成18年沖縄県訓令第63号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（職務）

第3条 コーディネーターは、職業能力開発校の長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の障害者雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等の把握及び情報の収集に関すること。
- (2) 個々の障害者に最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネイトに関すること。
- (3) コーディネイトした委託訓練の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (4) 委託先及び職場実習先の支援に関すること。
- (5) 委託訓練制度の周知及び訓練生の募集業務に関すること。
- (6) 委託先に対する委託契約に係る事務手続等の支援に関すること。
- (7) 職業能力開発校及び関係機関に対する連絡及び調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職業能力開発校の長が必要と認める業務

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

商工労働部

沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程（平成25年沖縄県訓令第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「商工労働部労働政策課及び」を削る。

第3条を次のように改める。

（職務）

第3条 コーチは、職業能力開発校の長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 訓練の受講を希望する障害者の障害の状態、就職の希望、職場実習の実施状況、就職内定に至らなかった者の職業能力開発上の課題等を把握すること。
- (2) 訓練を受講する者に対し訓練開始前の受講準備を支援すること並びに訓練委託先及び職場実習先での訓練に適応できるように支援すること。
- (3) 個々の受講者に係る訓練の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (4) 訓練を修了した者の就職を支援すること。
- (5) 関係機関と連絡及び調整を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職業能力開発校の長が必要と認める業務

第6条第1項中「商工労働部労働政策課又は」を削り、同条第2項中「商工労働部労働政策課長又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--